

議案第 5 4 号

令和 5 年度松山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度松山市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 3 3 2, 5 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 4, 5 9 3, 0 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		66,000,000 千円	264,000 千円	66,264,000 千円
	2 固定資産税	30,473,000	264,000	30,737,000
14 分担金及び負担金		1,306,155	1,800	1,307,955
	2 負担金	1,276,782	1,800	1,278,582
16 国庫支出金		47,846,908	2,286,622	50,133,530
	2 国庫補助金	9,184,879	2,286,622	11,471,501
17 県支出金		17,051,847	337,542	17,389,389
	2 県補助金	4,006,374	337,542	4,343,916
20 繰入金		16,951,907	270,000	17,221,907
	1 基金繰入金	16,918,942	270,000	17,188,942
22 諸収入		9,345,300	36,682	9,381,982
	4 雑入	4,676,753	36,682	4,713,435
23 市債		11,009,000	135,900	11,144,900
	1 市債	11,009,000	135,900	11,144,900
歳 入 合 計		211,260,541	3,332,546	214,593,087

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		826,385 千円	14,601 千円	840,986 千円
	1 議会費	826,385	14,601	840,986
2 総務費		15,116,354	4,000	15,120,354
	1 総務管理費	11,020,487	4,000	11,024,487
3 民生費		103,754,890	1,152,312	104,907,202
	1 社会福祉費	46,864,043	145,079	47,009,122
	2 児童福祉費	35,702,965	1,007,113	36,710,078
	3 生活保護費	21,187,882	120	21,188,002
4 衛生費		20,754,896	301,731	21,056,627
	1 保健衛生費	4,145,629	167,201	4,312,830
	2 保健所費	9,916,778	118,608	10,035,386
	3 清掃費	6,692,489	15,922	6,708,411
6 農林水産業費		3,059,248	39,164	3,098,412
	1 農業費	1,003,510	39,164	1,042,674
7 商工費		7,887,345	1,296,650	9,183,995
	1 商工費	6,270,598	1,201,622	7,472,220
	2 観光費	1,616,747	95,028	1,711,775

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		17,088,393 千円	324,134 千円	17,412,527 千円
	2 道路橋梁費	3,074,027	16,820	3,090,847
	4 港湾費	286,746	116,396	403,142
	5 都市計画費	9,817,705	190,918	10,008,623
10 教育費		18,972,740	199,954	19,172,694
	5 社会教育費	3,453,606	25,530	3,479,136
	6 保健体育費	6,700,906	174,424	6,875,330
歳 出 合 計		211,260,541	3,332,546	214,593,087

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
新南クリーンセンター施設整備 基本計画作成業務委託	令和5年度～令和6年度	46,400
北条学校給食共済調理場託	令和5年度～令和10年度	518,500

千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設建設事業	千円 10,000	1 借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和5年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 （ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率。）	1 償還期限 30年以内（内据置5年以内） 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。た だし必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。
港湾等建設事業	100,000	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
都 市 計 画 事 業	千円 940,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和5年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることができる。	千円 960,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
体 育 施 設 整 備 事 業	290,000	同 上	同 上	同 上	310,000	同 上	同 上	同 上

令和 5 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 2, 9 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 9 5 9, 9 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1,000 千円	122,940 千円	123,940 千円
	1 繰越金	1,000	122,940	123,940
歳 入 合 計		26,837,000	122,940	26,959,940

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公債費		186,615 千円	122,940 千円	309,555 千円
	1 公債費	186,615	122,940	309,555
歳 出 合 計		26,837,000	122,940	26,959,940